

平成25年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

栃 木 県

目 次

第1 趣旨	1
第2 公共用水域	1
第3 地下水	4
第4 測定結果の報告及び公表	6
別表-1 公共用水域水質測定地点一覧	8
別表-2 測定方法等一覧（公共用水域）	16
別表-3 地下水の測定地点一覧	18
別表-4 測定方法等一覧（地下水）	29
図1 河川調査地点図	30
図2 湖沼調査地点図	31
図3 地下水調査地点図	33

平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

第1 趣旨

この計画は、本県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の測定に係る事項を定めるものとする。

第2 公共用水域

1 調査の種類及び測定項目

調査の種類は、河川調査、湖沼調査、水道水源調査とし、測定項目は原則として次のとおりとする。

(1) 河川調査

- ・生活環境項目として実施するもの

pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全りん、全亜鉛^{*1}、
ノニルフェノール^{*1} ※1 水生生物の保全に係る項目

- ・健康項目として実施するもの

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀^{*2}、
ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、
1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、
1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、
セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※2 総水銀が検出された場合に測定

- ・特殊項目として実施するもの

n-ヘキサン抽出物質（油分）、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、
クロム

- ・要監視項目として実施するもの

クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド

- ・その他の調査項目

アンモニア性窒素、塩化物イオン、硫酸イオン、界面活性剤（MBAS）、
全硬度、チオリン酸o-エチル-o-(4-ニトロフェニル)フェニルエステル（EPN）、
2-メチルイソボルネオール（2-MIB）、ジェオスミン、りん酸イオン

(2) 湖沼調査

- ・生活環境項目として実施するもの

pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全りん、全亜鉛^{*1}、
ノニルフェノール^{*1} ※1 水生生物の保全に係る項目

・健康項目として実施するもの

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀^{※2}、
 ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、
 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
 1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、
 1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、
 セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※2 総水銀が検出された場合に測定

・その他の調査項目

アンモニア性窒素、りん酸イオン、クロロフィルa、プランクトン

(3) 水道水源調査（特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第24条に基づく調査）

・調査項目

トリハロメタン生成能

2 測定実施機関

測定実施機関は、栃木県、宇都宮市及び国土交通省とする。

3 測定地点及び測定頻度

測定地点及び測定頻度は次のとおりとする。各測定地点は別表－1のとおりとする。

(1) 河川調査

① 測定地点

測定地点は、県内全域の水質を的確に把握し効率よく監視するため、環境基準地点を中心とし、利水状況・本川に合流前の支川の地点等の当該水域の特性に応じて定める。測定地点数の概要は、次のとおりとする。

		栃木県	宇都宮市	国土交通省	合計
河川	那珂川水系	29	—	3	32
	鬼怒川水系	16	13	7	36
	小貝川水系	8	—	1	9
	渡良瀬川水系	30	10	9	49
	その他の水系	4	—	—	4
	小計	87	23	20	130
湖沼	13	—	3	16	
合計	100	23	23	146	

② 測定頻度

測定頻度の概要は、次のとおりとする。

- ・年2回の場合、豊水期（概ね5月～8月）と渇水期（概ね12月～3月）に調査する。
- ・健康項目のうち、検出される可能性が極めて小さい項目（健康項目B及びC）は、年1回調査とする。そのうち、農薬に由来するもの（健康項目C）は、検出される可能性がある春から夏に調査する。

項 目	水 系 名		
	那 珂 川	鬼怒川・小貝川	渡 良 瀬 川
生活環境項目	毎 月	毎 月	毎 月
健康項目A	年2回	年2回	年2回
健康項目B	年1回	年1回	年1回
健康項目C	年1回	年1回	年1回
特殊項目	年2回	年2回	年2回
要監視項目	年1回	年1回	年1回
その他の項目	年2回	年2回	年2回
トリハロメタン生成能 (水道水源調査)	—	年4回	年4回

[備考]

- ・健康項目A（年2回調査）
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
- ・健康項目B（年1回調査）
ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン
- ・健康項目C（年1回調査。農薬系項目。検出可能性のある春から夏に調査）
1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジソ、チオベンカルブ

(2) 湖沼調査

① 測定地点

測定地点は、環境基準地点である湖心と補助地点とする。

湯ノ湖と中禅寺湖における調査深度は、次のとおりとする。

湖沼名	採水地点	採水深度 (m)					
		0	3	6	9		
湯ノ湖	St-5 (湖心)	0	3	6	9		
	St-1~4、6、8	0					
中禅寺湖	St-6 (湖心)	0	5	10	20	50	150
	St-1、4、7	0					

② 測定頻度

湯ノ湖及び中禅寺湖は、調査回数は冬期を除く年8回とする。

川俣ダム貯水池、川治ダム貯水池及び五十里湖は年12回とし、深山ダム貯水池及び塩原ダム貯水池は年4回とする。

(3) 水道水源調査

① 測定地点

測定地点は、主要な上水道水源水域とする。

② 測定頻度

年4回とし、検出値が高くなる可能性のある夏に2回、春秋に各1回調査する。

4 測定方法

測定方法は、別表-2のとおりとする。

第3 地下水

1 調査の種類及び測定項目

(1) 概況調査

① 調査方法

県内の全体的な地下水質の概況を把握するため、県内を5kmまたは10kmメッシュに区切り、1メッシュ毎に地下水質を調査する。

1メッシュを4等分した区域を毎年順次調査し、4年間で1メッシュ内を1巡する。

② 測定項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀^{※2}、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※2 総水銀が検出された場合に測定

(2) 継続監視調査

① 調査方法

地下水汚染範囲の拡大監視のために、環境基準値の超過が確認された地区（以下「汚染地区」という。）の地下水質について必要な項目を調査する。

なお、継続監視調査の結果、2年間連続して環境基準値以下となった汚染地区については再調査（汚染地区全体の地下水質の状況を確認する調査）を実施し、調査したすべての井戸において環境基準値以下であれば当該汚染地区の継続監視調査を終了する。

② 測定項目

各汚染地区の環境基準値超過項目とする。

ただし、有機塩素化合物に係る汚染地区の場合は、分解により生成する可能性がある項目についても測定する。

2 測定実施機関

測定実施機関は、栃木県、宇都宮市及び国土交通省とする。

3 測定地点及び測定頻度

測定地点及び測定頻度は次のとおりとする。各測定地点は別表－3のとおりとする。

(1) 概況調査

① 測定地点

調査対象となるメッシュ内において、未調査の井戸を優先して地点を選定する。

② 測定頻度

年1回実施する。実施時期は豊水期（概ね6～7月）とする。

ただし、全国及び本県の検出状況から検出される可能性が極めて小さい項目（健康項目B）は、調査頻度を2～3年に1回まで減じることができる。

(2) 継続監視調査

① 測定地点

汚染地区において、水質の経年的変化を把握するうえで代表的な地点とその下流側の未汚染地点の2地点を基本として定める。

② 測定頻度

年2回実施する。実施時期は豊水期（概ね6～7月）及び渇水期（概ね12～1月）とする。

調査名	回数	測定項目	地点数		
			栃木県	宇都宮市	国土交通省
概況調査	1年1回	A カドミウム、鉛、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素	122	16	2
		B 全シアン、六価クロム、ポリ塩化ビフェニル、塩化ビニルモノマー、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、1,4-ジメチル	59 (122の内数)	16 (16の内数)	2 (2の内数)
	合計			140	
継続監視調査	2年1回	鉛、六価クロム、ひ素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ふっ素、ほう素のうち該当する項目	96 (37)	20 (7)	—
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	112(55)	4(1)	—
	合計			232(100)	

※ 概況調査地点数は、調査井戸の有無に応じて変更。

※ 継続監視調査地点数の欄の（ ）は地区数。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地区数のうち、宇都宮市と他市町がまたがる地区（「宇都宮・真岡」及び「宇都宮・鹿沼」）は栃木県分として計上。

4 測定方法

測定方法は、別表-4のとおりとする。

第4 測定結果の報告及び公表

1 報告

各測定機関は、測定結果が判明次第、栃木県知事に速やかに報告する。

なお、健康項目について環境基準を超える数値を検出した場合は、速やかに栃木県知事に連絡するとともに、栃木県知事と協議のうえ当該水域等について追跡調査を行うものとする。

2 公表

栃木県知事は、測定結果をとりまとめ、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表することとする。

3 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関が協議して定めるものとする。

(注)測定地点No.がゴシック体の地点は生活環境項目の環境基準点
測定地点No.に下線のある地点は水生生物保全項目の環境基準点

健康項目																特殊項目					要監視項目		その他の項目										測定地点																
四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	n-ヘキサン抽出物質(油分)	フェノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	アンモニア性窒素	塩化物イオン	硫酸イオン	M B A S	全硬度	E P N	2 I M I B	ジエオスミン	りん酸イオン	トリハロメタン生成能	測定機	名称	No.									
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2							2											栃木県	掘米橋	98						
																															2											"	中橋	99					
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2		2	2	2	2	2				12								12						国交省	末流	100					
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1				2												栃木県	末流	101				
																															2												"	原の橋	102				
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1				2													"	吾妻橋	103			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	1	1			1	1	1	1	1				12		6	4			12	12									国交省	巴波橋	104			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2							2														栃木県	星野橋	105		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2							2													"	大岩橋	106			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2							2													"	落合橋(未流)	107			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2							2													"	保橋	108			
																															2														"	小山大橋	109		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1				2						4							"	乙女大橋	110			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2							2													"	赤石橋	111			
																															2													"	小藪橋	112			
																															2													"	貝島橋	113			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1				2													"	御成橋	114			
																																														宇都宮市	こしじ橋	115	
																																													"	鹿沼街道	116		
																																2													"	姿川橋	117		
																															2															栃木県	淀橋	118	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1				2														"	宮前橋	119		
																																2															宇都宮市	高速道下	120
																																2													"	能満寺西	121		
																																2												"	中町橋	122			
																																												"	中央女子高西	123			
																																												"	六道分岐点	124			
																																												"	航空隊西	125			
																																2												"	南町西	126			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2							2																栃木県	越地橋	127
																																2													"	川田橋	128		
																																2													"	県道明野間々田線	129		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1				2													"	武井橋	130			

別表-1 公共用水域水質測定地点一覧(湖沼)

水域名	環境基準 (生活環境保全)	環境基準 (水生生物保全)	測定地点					測定頻度		現地調査 天候 時刻 気温 水温 色 臭 透明度 EC	生活環境項目										健康項目								
			No.	名称	統番 一 号	所在地	緯度 (N)	経度 (E)	年 間 測 定 回 数		年 間 測 定 日 数	P H	B O D	C O D	S S	D O	大 腸 菌 群 数	全 窒 素	全 り ん	全 亜 鉛	ノ ニ ル フ エ ノ ー ル	カ ド ミ ウ ム	全 シ ン ア ン	鉛	六 価 ク ロ ム	ひ 素			
湯ノ湖	A-イ III-ロ	生物-A	1	St.1	511 - 51	日光市	36° 48' 11"	139° 25' 27"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8										
			2	St.2	511 - 52	〃	36° 48' 09"	139° 25' 22"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8										
			3	St.3	511 - 53	〃	36° 48' 06"	139° 25' 18"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8										
			4	St.4	511 - 54	〃	36° 48' 03"	139° 25' 23"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8									
			5	St.5(湖心)表層	511 - 1	〃	36° 47' 59"	139° 25' 24"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8								
				〃 水深 3m	〃	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8								
				〃 水深 6m	〃	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8								
				〃 水深 9m	〃	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8								
	6	St.6	511 - 55	〃	36° 47' 55"	139° 25' 32"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8											
	7	St.8	511 - 56	〃	36° 47' 50"	139° 25' 37"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8											
中禅寺湖	AA-イ I-イ	生物-A	8	St.1	512 - 51	〃	36° 44' 45"	139° 25' 44"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8											
			9	St.4	512 - 54	〃	36° 44' 38"	139° 27' 35"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8											
			10	St.6(湖心)表層	512 - 1	〃	36° 43' 55"	139° 28' 29"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8								
				〃 水深 5m	〃	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8									
				〃 水深 10m	〃	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8									
				〃 水深 20m	〃	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8									
				〃 水深 50m	〃	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8									
	11	St.7	512 - 56	〃	36° 44' 14"	139° 29' 31"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8												
深山ダム貯水池	AA-イ II-イ	生物-A	12	湖心	531 - 1	那須塩原市	37° 05' 18"	139° 54' 08"	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
川治ダム貯水池※	A-イ II-ニ	生物-A	13	湖心	521 - 1	日光市	36° 53' 56"	139° 41' 12"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			
川俣ダム貯水池	A-イ II-イ	生物-A	14	湖心	541 - 1	〃	36° 52' 47"	139° 31' 10"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			
五十里湖	-	-	15	湖心	402 - 1	〃	36° 54' 18"	139° 42' 18"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			
塩原ダム貯水池	-	-	16	湖心	404 - 1	那須塩原市	36° 57' 11"	139° 53' 00"	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			

※ 川治ダム貯水池については、平成26年度までの暫定目標として全りん0.010mg/lが定められている。

(注)測定地点No.がゴシック体の地点は生活環境項目の環境基準点
測定地点No.に下線のある地点は水生生物保全項目の環境基準地点

健康項目																	特殊項目				その他の項目				測定機	名称	No.								
総水銀	アルキル水銀	ポリ塩化ビフェニル	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	n-ヘキサン抽出物質(油分)	フェノール類	銅				溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	アンモニウム性窒素	りん酸イオン	クロロフィルa	ブランクトン	トリハロメタン生成能
																	8										8	8	8			栃木県	St.1	1	
																	8											8	8	8			"	St.2	2
																	8											8	8	8	8		"	St.3	3
																	8											8	8	8			"	St.4	4
																	8											8	8	8	8		"	St.5(湖心)表層	5
																	8											8	8	8		"	# 水深3m		
																	8											8	8	8		"	# 水深6m		
																	8											8	8	8		"	# 水深9m		
																	8											8	8	8		"	St.6	6	
																	8											8	8	8		"	St.8	7	
																	8											8	8	8		"	St.1	8	
																	8											8	8	8	8		"	St.4	9
																	8											8	8	8	8	4	"	St.6(湖心)表層	10
																	8											8	8	8		"	# 水深5m		
																	8											8	8	8		"	# 水深10m		
																	8											8	8	8		"	# 水深20m		
																	8											8	8	8		"	# 水深50m		
																	3											3	3	3		"	# 水深150m		
																	8											8	8	8		"	St.7	11	
																	4											4	4	4		"	湖心	12	
2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						12	12	12	12	国交省	湖心	13		
2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2							12	12		"	湖心	14		
2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				12		12	12	12	12	"	湖心	15		
																	4											4	4	4		栃木県	湖心	16	

別表－2 測定方法等一覧(公共用水域)

測定項目		環境基準 (指針)値 (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法
生活環境項目	pH	類型で異なる	—	日本工業規格(以下「規格」という)K010212.1に定める方法(水質汚濁に係る環境基準別表2に掲げる方法)
	BOD	同上	0.5	規格K0102の21に定める方法(同上)
	COD	同上	0.5	規格K0102の17に定める方法(同上)
	SS	同上	1	環境基準告示付表8に掲げる方法(同上)
	DO	同上	0.5	規格K0102の32に定める方法(同上)
	大腸菌群数	同上	—	環境基準告示別表2備考4に掲げる方法、最確数法(同上)
	全窒素	同上	0.05	規格K0102の45.2、45.3又は45.4に定める方法(同上)
	全りん	同上	0.003	規格K0102の46.3に定める方法(同上)
	全亜鉛	同上	0.001	規格K0102の53に定める方法(同上)
	ノニルフェノール	同上	0.00006	環境基準告示付表11に掲げる方法(同上)
健康項目	カドミウム	0.003	0.0003	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格K0102の55に定める方法による他、環境基準告示付表8に掲げる方法によることができる。)
	全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102の38.1.2、38.2又は38.1.2、38.3に定める方法(同上)
	鉛	0.01	0.001	規格K0102の54に定める方法(同上)
	六価クロム	0.05	0.01	規格K0102の65.2に定める方法(同上)
	ひ素	0.01	0.001	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法(同上)
	総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表1に掲げる方法(同上)
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法(同上)
	PCB	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法(同上)
	ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	四塩化炭素	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法(同上)
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	トリクロロエチレン	0.03	0.002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法(同上)
	チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表4に掲げる方法(同上)
	シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法(同上)
	チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法(同上)
	ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	セレン	0.01	0.001	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法(同上)

測定項目		環境基準 (指針)値 (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法(同上)
	硝酸性窒素		0.02	
	亜硝酸性窒素		0.01	
	ふっ素	0.8	0.02	規格K0102の34.1に定める方法又は規格34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
	ほう素	1	0.01	規格K0102の47.1、47.3に定める方法又は47.4に掲げる方法
	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	環境基準告示付表7に掲げる方法
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質(油分)	—	0.5	環境基準告示付表10に掲げる方法(水質汚濁に係る環境基準別表2に掲げる方法)
	フェノール類	—	0.01	規格K0102の28.1に定める方法
	銅	—	0.01	規格K0102の52.2に定める方法
	溶解性鉄	—	0.1	規格K0102の57.2に定める方法
	溶解性マンガン	—	0.01	規格K0102の56.2に定める方法
	クロム	—	0.01	規格K0102の65.1に定める方法
要監視項目	クロロホルム	(0.006~3)		規格K0125の5.1、5.2及び5.3.1に定める方法
	フェノール	(0.01~0.08)	0.001	平成15年11月5日付環境省通知付表1に掲げる方法
	ホルムアルデヒド	(1)	0.03	平成15年11月5日付環境省通知付表2に掲げる方法
その他の項目	アンモニア性窒素	—	0.02	上水試験方法VI-2 10に掲げる方法
	塩化物イオン	—	1	規格K0102の35.3に定める方法
	硫酸イオン	—	2	規格K0102の41.3に定める方法
	MBAS	—	0.05	規格30に定める方法
	全硬度	—	0.5	日本工業規格K0101の15.1に定める方法
	EPN	(0.006)	0.0006	環境庁通知環水規第121号付表1の第1、2に定める方法
	2-MIB	—	0.005	上水試験方法VI-4 13に掲げる方法
	ジェオスミン	—	0.005	上水試験方法VI-4 13に掲げる方法
	りん酸イオン	—	0.003	規格K0102の46.1に定める方法
	クロロフィルa	—	2	上水試験方法VI-4 27に掲げる方法又は海洋観測指針 9.6に掲げる方法
	プランクトン	—	—	海洋観測指針6に掲げる方法又はこれに類する方法
トリハロメタン生成能	—	0.005	環境庁告示第30号別表に掲げる方法	

(注) 1 測定方法は「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月環境庁告示第59号)の定めに従い、報告下限値は「環境基本法に基づく水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月環水企第92号)の定めに従う。

2 表中の用語は下記のとおりである。

- ① 環境基準告示：昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」
- ② 環境庁告示第30号：平成7年6月環境庁告示第30号「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」
- ③ 環境庁通知：平成5年4月環水規第121号「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
- ④ 平成15年11月5日付け環境省通知：平成15年11月環水企発第031105001号及び環水管発031105001号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」

別表-3 地下水の測定地点一覧

1 概況調査

No.	市町村名	所在地	メッシュ No.	測定機関
1	宇都宮市	飯山町地内	<u>18-44</u>	宇都宮市
2		宮山田地内	<u>18-46</u>	〃
3		上小倉地内	<u>19-48</u>	〃
4		福岡町地内	<u>24-63</u>	〃
5		上横倉町地内	<u>24-64</u>	〃
6		下金井地内	<u>24-65</u>	〃
7		逆面地内	<u>25-66</u>	〃
8		下田原地内	<u>25-67</u>	〃
9		宝木町地内	<u>30-83</u>	〃
10		鶴田町地内	<u>30-84</u>	〃
11		岩曾町地内	<u>31-85</u>	〃
12		平松本町地内	<u>31-86</u>	〃
13		野高谷町地内	<u>31-87</u>	〃
14		上籠谷町地内	<u>31-88</u>	〃
15		針ヶ谷町地内	<u>36-103</u>	〃
16		西刑部町地内	<u>37-105</u>	〃
17	足利市	松田町地内	40-116	栃木県
18		板倉町地内	<u>40-127</u>	〃
19		菅田町地内	40-128	〃
20		南大町地内	45-137	〃
21		山川町地内	<u>45-138</u>	〃
22		小曾根町地内	45-146	〃
23	栃木市	仲方町地内	42-120	〃
24		川原田町地内	<u>42-121</u>	〃
25		小野口町地内	<u>42-131</u>	〃
26		小平町地内	42-132	〃
27		寄居町地内	<u>43-133</u>	〃
28		西方町大字本郷地内	35-100	〃
29		大平町真弓地内	47-141	〃
30		大平町横掘地内	<u>47-142</u>	〃
31		藤岡町大字赤麻地内	49-152	〃
32		佐野市	柿平町地内	<u>34-96</u>
33	船越町地内		41-118	〃
34	宮下町地内		<u>41-119</u>	〃
35	戸奈良町地内		<u>41-129</u>	〃

No.	市町村名	所在地	メッシュ No.	測定機関
36	佐野市	栃本町地内	41-130	栃木県
37		石塚町地内	46-139	〃
38		犬伏新町地内	<u>46-140</u>	〃
39		大橋町地内	<u>46-147</u>	〃
40		越名町地内	46-148	〃
41		鹿沼市	草久地内	22-58
42	板荷地内		<u>23-59</u>	〃
43	加園地内		29-78	〃
44	日吉町地内		<u>29-79</u>	〃
45	酒野谷地内		29-80	〃
46	栃窪地内		30-81	〃
47	茂呂地内		<u>30-82</u>	〃
48	上永野地内		34-97	〃
49	北半田地内		<u>35-99</u>	〃
50	池ノ森地内		36-101	〃
51	日光市	高德地内	10-24	〃
52		荻垣面地内	16-39	〃
53		野口地内	<u>17-40</u>	〃
54		轟地内	<u>17-41</u>	〃
55		土沢地内	17-42	〃
56		板橋地内	<u>23-60</u>	〃
57		岩崎地内	23-61	〃
58		猪倉地内	24-62	〃
59	小山市	寒川地内	47-150	〃
60		松沼地内	48-143	〃
61		鉢形地内	<u>48-144</u>	〃
62		栗宮地内	<u>48-151</u>	〃
63		東野田地内	50-154	〃
64	真岡市	下籠谷地内	<u>37-107</u>	〃
65		亀山地内	37-108	〃
66		赤羽地内	38-109	〃
67		鶴田地内	<u>38-110</u>	〃
68		阿部岡地内	38-126	〃
69	東沼地内	<u>44-125</u>	〃	
70	大田原市	練貫地内	6-16	〃

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	測定機関
71	大田原市	中田原地内	<u>6-17</u>	栃木県
72		羽田地内	<u>6-18</u>	〃
73		若草地内	13-31	〃
74		黒羽向町地内	6-19	〃
75		木佐美地内	7-20	〃
76		川上地内	<u>7-21</u>	〃
77		湯津上地内	<u>13-33</u>	〃
78		蛭畑地内	13-34	〃
79		滝岡地内	<u>13-32</u>	〃
80		須佐木地内	14-35	〃
81		須賀川地内	<u>14-37</u>	〃
82	矢板市	荒井地内	12-27	〃
83		末広町地内	<u>12-28</u>	〃
84	那須塩原市	三区町地内	<u>12-29</u>	〃
85		豊住町地内	<u>3-7</u>	〃
86		寺子地内	3-9	〃
87		下田野地内	5-12	〃
88		宇津野地内	<u>5-13</u>	〃
89		井口地内	<u>5-14</u>	〃
90		太夫塚地内	5-15	〃
91	さくら市	上河戸地内	12-30	〃
92		松島地内	<u>19-49</u>	〃
93		氏家地内	19-50	〃
94		金枝地内	20-51	〃
95		喜連川地内	<u>20-52</u>	〃
96		氏家新田地内	<u>25-68</u>	〃
97	那須烏山市	下川井地内	20-54	〃
98		鴻野山地内	26-70	〃
99		岩子地内	<u>26-72</u>	〃
100		鴻野山地内	26-73	〃
101		興野地内	27-74	〃
102		下境地内	<u>27-75</u>	〃
103		大木須地内	<u>27-76</u>	〃
104	下野市	下古山地内	36-104	〃
105		下石橋地内	<u>43-123</u>	〃

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	測定機関
106	下野市	柴地内	43-134	栃木県
107		上吉田地内	<u>44-135</u>	〃
108	上三川町	西蓼沼地内	<u>37-106</u>	〃
109		上三川地内	44-124	〃
110	益子町	大字小宅地内	<u>38-111</u>	〃
111		大字益子地内	38-112	〃
112	茂木町	大字所草地内	33-93	〃
113		大字飯野地内	<u>33-94</u>	〃
114		大字小山地内	39-113	〃
115		大字深沢地内	<u>39-114</u>	〃
116	市貝町	大字杉山地内	<u>32-91</u>	〃
117		大字市塙地内	32-92	〃
118	芳賀町	芳志戸地内	32-89	〃
119		下延生地内	<u>32-90</u>	〃
120	壬生町	大字助谷地内	<u>36-102</u>	〃
121		柳原町地内	43-122	〃
122	野木町	友沼地内	<u>49-153</u>	〃
123	岩舟町	静地内	<u>47-149</u>	〃
124	塩谷町	大字熊ノ木地内	11-26	〃
125		大字船生地内	18-43	〃
126		大字泉地内	<u>18-45</u>	〃
127	高根沢町	大字宝積寺地内	25-69	〃
128		大字太田地内	<u>26-71</u>	〃
129	那須町	高久丙地内	1-1	〃
130		豊原甲地内	<u>1-2</u>	〃
131		高久甲地内	3-6	〃
132		寺子乙地内	<u>3-8</u>	〃
133		芦野地内	4-10	〃
134		大畑地内	<u>4-11</u>	〃
135	那珂川町	小砂地内	<u>14-36</u>	〃
136		小川地内	<u>20-53</u>	〃
137		和見地内	21-55	〃
138		松野地内	<u>21-56</u>	〃
139	栃木市	藤岡町下宮地内	49-152	国交省
140		都賀町原宿地内	35-100	〃

(注) 1 メッシュNo.に下線がある地区は健康項目A及びBを調査。下線のない地区は健康項目Aのみ調査。

2 メッシュNo.の位置は図3-1に示すとおり。

3 表中の所在地名は調査井戸選定後、必要に応じて修正。

2(1) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
1	宇都宮市	平出工業団地	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2 (2)	12	宇都宮市
2		上戸祭・旧市内西部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2 (2)	19	〃
3		平出工業団地南部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	5 (5)	34	〃
4		東横田町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3 (3)	44	〃
5		不動前・西原	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3 (3)	86	〃
6		岡本	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3 (3)	11	〃
7		田野町	ひ素	2 (2)	108	〃
8	足利市	稲岡町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	10	栃木県
9		羽刈町	ひ素・1,2-ジクロロエチレン・1,1,2-トリクロロエタン・塩化ビニルモノマー	4	98	〃
10		新宿町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	106	〃
11	栃木市	大平町伯仲 他	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	4	〃
12		城内	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	38	〃
13		大平町西野田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	45	〃
14		藤岡町赤麻	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	90	〃
15		藤岡町甲	ほう素	2	97	〃
16		菌部町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	105	〃
17	佐野市	植野町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	66	〃
18		村上町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	91	〃
19		久保町	TCE・PCE・MC・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	94	〃
20	鹿沼市	白桑田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	27	〃
21		南上野町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3	28	〃
22		上奈良部町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	93	〃
23	日光市	矢野口	TCE・PCE・MC・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	55	〃
24		小来川	ふっ素	1	87	〃
25	小山市	城東・土塔・駅前・犬塚	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	6	72	〃
26		西黒田	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	99	〃
27		横倉新田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	4	100	〃
28		城東・犬塚	ふっ素	2	103	〃

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
29	真岡市	松山町	<u>TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	3	1	〃
30		石島	<u>TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	2	13	〃
31		市街地	<u>TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	9	16	〃
32		久下田	<u>TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	2	25	〃
33		伊勢崎	<u>PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	2	89	〃
34		鬼怒ヶ丘	六価クロム	2	95	〃
35	下野市	柴	<u>PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	3	5	〃
36		下古山	<u>ベンゼン</u>	2	107	〃
37	上三川町	上蒲生	<u>PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	2	18	〃
38	益子町	塙	<u>PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー・鉛・ほう素・ふっ素・ひ素</u>	5	102	〃
39	芳賀町	下高根沢	<u>PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	2	33	〃
40	野木町	丸林	<u>PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	3	56	〃
41		潤島	<u>TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	3	76	〃
42	那須町	寺子乙	<u>ほう素</u>	2	83	〃
43		高久丙	<u>ひ素</u>	2	101	〃
44		富岡	<u>ひ素</u>	2	104	〃
地点数計				116 (20)		

- (注) 1 各地区はその周辺地域を含む。また、各地区の位置は図3-2に示すとおり。
2 TCE:トリクロロエチレン、PCE:テトラクロロエチレン、MC:1,1,1-トリクロロエタン
3 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が分析を行う地点数。
4 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区。
5 測定項目欄の下線を付した項目は、汚染判明時に基準値超過が確認された項目。

2(2) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
1	宇都宮市	上籠谷町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	2 (2)	16	宇都宮市
2	足利市	羽刈町	〃	2	25	栃木県
3	栃木市	藤岡町中根(1)	〃	2	7	〃
4		藤岡町中根(2)(※)	〃	2	73	〃
5		藤岡町大前	〃	2	13	〃
6		藤岡町藤岡(1)	〃	2	14	〃
7		藤岡町藤岡(2)	〃	2	49	〃
8		大平町富田	〃	2	51	〃
9		佐野市	越名町	〃	2	9
10	赤見町		〃	2	52	〃
11	富岡・高萩・飯田		〃	2	53	〃
12	田沼町		〃	2	54	〃
13	宮下町		〃	2	57	〃
14	伊勢山		〃	2	61	〃
15	鹿沼市		白桑田	〃	2	17
16		南上野町	〃	2	27	〃
17		上奈良部町	〃	2	47	〃
18		宇都宮・鹿沼	〃	3 (1)	63	栃木県、 宇都宮市
19		池ノ森(※)	〃	2	77	栃木県
20	小山市	雨ヶ谷	〃	2	2	〃
21		向野	〃	2	18	〃
22		喜沢	〃	2	28	〃
23		乙女	〃	2	29	〃
24		栗宮	〃	2	44	〃
25		城東・犬塚	〃	2	60	〃
26		三拝川岸・南半田・羽川上中(※)	〃	2	69	〃
27		田間・塚崎・武井	〃	2	70	〃
28	真岡市	八木岡	〃	2	20	〃
29		古山	〃	2	33	〃
30		真岡・二宮地域(※)	〃	4	76	〃
31		宇都宮・真岡	〃	3 (1)	58	栃木県、 宇都宮市
32		西大島	〃	2	68	栃木県
33	大田原市	亀久	〃	2	42	〃
34	矢板市	石関	〃	2	43	〃
35		豊田	〃	2	64	〃
36	那須烏山市	野上	〃	2	39	〃
37		大木須	〃	2	62	〃

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
38	下野市	小金井(1)	〃	2	22	〃
39		仁良川(1)	〃	2	31	〃
40		仁良川(2)	〃	2	50	〃
41		大松山等	〃	2	65	〃
42		笹原等	〃	2	66	〃
43		上台	〃	2	71	〃
44		上三川町	上神主	〃	2	4
45	坂上		〃	2	11	〃
46	西蓼沼		〃	2	59	〃
47	益子町	大沢	〃	2	12	〃
48		塙	〃	2	34	〃
49	茂木町	上菅又(※)	〃	1	74	〃
50	芳賀町	稲毛田(※)	〃	2	6	〃
51	野木町	友沼・丸林	〃	3	45	〃
52		野木(※)	〃	2	75	〃
53	岩舟町	曲ヶ島	〃	2	67	〃
54	那珂川町	和見	〃	2	23	〃
55		久那瀬	〃	2	24	〃
56		矢又	〃	2	55	〃
地点数計				116 (4)		

(注) 1 各地区は、その周辺地区を含む。また、各地区の位置は図3-3に示すとおり。

2 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が分析を行う地点数。

3 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区。

2(3) 継続監視調査実施井戸状況(表2(1)・2(2)の井戸情報)

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
1	宇都宮市	1	平出工業団地	12-1	12B001	23	浅	④
2				12-2	12B002	不明	不明	②
3		2	上戸祭・旧市内西部	19-1	19B004	10	浅	③
4				19-2	19B008	6	浅	③
5		3	平出工業団地南部	34-1	34B001	8	浅	④
6				34-2	34B002	不明	不明	②
7				34-3	34B003	10	浅	③
8				34-4	34B004	不明	不明	③
9				34-5	34B005	13	浅	③
10		4	東横田町	44-1	44B001	15	浅	②
11				44-2	44B002	不明	不明	③
12				44-3	44B003	不明	不明	③
13		5	不動前・西原	86-1	19B007	20	浅	④
14				86-2	19B009	20	浅	②
15				86-3	19B011	25	浅	②
16		6	岡本	11-1	11B001	20	浅	⑤
17				11-2	11B002	6	浅	②
18				11-3	11B003	4~5	浅	③
19		7	田野町	108-1	108B001	23	浅	③
20				108-2	108B002	不明	不明	③
21	足利市	8	稲岡町	10-3	10B010	不明	不明	③
22				10-2	10B009	5	浅	③
23		9	羽刈町	98-1	98B001	7	浅	③
24				98-2	98B002	11	浅	⑤
25				98-3	98B003	不明	浅	②、③
26				98-4	98B004	不明	浅	②、③
27		10	新宿町	106-1	106B001	6	浅	④
28				106-2	106B002	9	浅	②
29	栃木市	11	大平町伯仲 他	4-3	04B003	不明	不明	②
30				4-2	04B402	40	深	②
31		12	城内	38-1	38B001	7	浅	②
32				38-2	38B002	5	浅	②
33		13	大平町西野田	45-1	45B003	不明	深	③
34				45-2	45B004	20	浅	②
35		14	藤岡町赤麻	90-1	90B001	25	浅	②
36				90-2	90B002	8	浅	②
37		15	藤岡町甲	97-1	97B001	不明	浅	②、③
38				97-2	97B002	7	浅	③
39		16	菌部町	105-1	105B001	10	浅	⑤
40				105-2	105B002	不明	不明	③
41	佐野市	17	植野町	66-1	66B001	8	浅	③
42				66-2	66B004	10	浅	③
43		18	村上町	91-1	91B001	30	浅	③
44				91-2	91B002	40	深	②
45		19	久保町	94-1	94B001	浅	浅	③
46				94-2	94B002	10	浅	②
47	鹿沼市	20	白桑田	27-1	27B014	7	浅	③
48				27-2	27B027	8	浅	②
49		21	南上野町	28-1	28B005	14	浅	③
50				28-2	28B009	7.5	浅	③
51				28-3	28B008	13	浅	②
52		22	上奈良部町	93-1	93B001	41	深	③
53	93-2			93B002	20	浅	②	
54	日光市	23	矢野口	55-1	55B001	5	浅	③
55				55-2	55B002	不明	不明	②
56		24	小来川	87-1	87B001	7	浅	②

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
57	小山市	25	城東・土塔・駅南・犬塚	72-1	72B001	6	浅	③
58				72-5	72B005	10~20	浅	②
59				72-7	72B007	浅	浅	③
60				72-8	72B008	4	浅	③
61				72-11	72B011	浅	浅	③
62				72-13	72B013	8	浅	③
63				26	西黒田	99-1	99B001	8
64		99-2	99B002			3~4	浅	②
65		27	横倉新田	100-1	100B001	5	浅	⑤
66				100-2	100B002	10	浅	⑤
67				100-3	100B003	10	浅	⑤
68				100-4	100B004	100	深	②、③
69		28	城東・犬塚	103-1	103B001	10	浅	⑤
70				103-2	103B002	不明	不明	③
71	真岡市	29	松山町	1-13	01B013	100	深	④
72				1-2	01B026	120	深	④
73				1-3	01B003	深	深	④
74		30	石島	13-1	13B027	35	深	⑤
75				13-5	13B031	70	浅	③
76		31	市街地	16-1	16B020	30	浅	③
77				16-4	16B002	9	浅	③
78				16-6	16B006	30	浅	②
79				16-7	16B007	40	深	②
80				16-9	16B009	6	浅	②
81				16-10	16B014	30	浅	③
82				16-11	16B011	55	深	②
83				16-12	16B021	浅	浅	③
84		16-13	16B022	35	深	③		
85		32	久下田	25-1	25B004	7	浅	③
86				25-2	25B006	3	浅	②
87	33	伊勢崎	89-1	89B003	25	浅	②	
88			89-2	89B002	50	深	④	
89	34	鬼怒ヶ丘	95-1	95B003	34	深	⑤	
90			95-2	95B002	42	深	③	
91	下野市	35	柴	5-1	05B006	30	浅	②
92				5-2	05B002	45	深	③
93				5-3	05B003	不明	不明	②
94		36	下古山	107-1	107B001	10	浅	⑤
95				107-2	107B002	不明	不明	②
96	上三川町	37	上蒲生	18-1	18B001	30~	深	④
97				18-2	18B002	30	浅	②
98	益子町	38	埜	102-1	102B001	10	浅	⑤
99				102-2	102B002	10	浅	⑤
100				102-3	102B003	5	浅	⑤
101				102-4	102B004	不明	不明	③
102				102-5	102B005	不明	不明	③
103	芳賀町	39	下高根沢	33-1	33B001	20	浅	⑤
104				33-2	33B002	35	深	②
105	野木町	40	丸林	56-1	56B001	7~8	浅	③
106				56-2	56B002	5.5	浅	③
107				56-3	56B004	3	浅	③
108		41	潤島	76-4	76B004	14	浅	⑤
109				76-1	76B001	浅	浅	③
110				76-3	76B003	4.5	浅	②
111	那須町	42	寺子乙	83-1	83B101	25	浅	③
112				83-2	83B102	0	浅	②
113		43	高久丙	101-1	101B001	60	深	⑤
114				101-2	101B002	5	浅	②、③、⑤
115		44	富岡	104-1	104B001	50	深	③
116	104-2			104B002	2	浅	③	

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途	
117	宇都宮市	1	上籠谷町	N16-1	16N001	12	浅	②	
118				N16-2	16N002	30	浅	③	
119	足利市	2	羽刈町	N25-1	25N001	6	浅	②	
120				N25-2	25N002	20	浅	②	
121	栃木市	3	藤岡町中根(1)	N7-1	07N001	9	浅	③	
122				N7-2	07N002	12	浅	③	
123		4	藤岡町中根(2)(※)	N73-1	73N001	5~6	浅	②	
124				N73-2	73N002	不明	不明	③	
125		5	藤岡町大前	N13-1	13N001	8	浅	②	
126				N13-2	13N002	6	浅	⑤	
127		6	藤岡町藤岡(1)	N14-1	14N003	10	浅	③	
128				N14-2	14N002	6	浅	②	
129		7	藤岡町藤岡(2)	N49-1	49N001	不明	不明	③	
130				N49-2	49N002	7	浅	③	
131		8	大平町富田	N51-4	51N004	7	浅	③	
132				N51-2	51N002	15	浅	③	
133		佐野市	9	越名町	N9-3	09N003	不明	不明	②
134					N9-2	09N002	4	浅	③
135	10		赤見町	N52-1	52N001	6	浅	③	
136				N52-2	52N002	14~15	浅	②	
137	11		富岡・高萩・飯田	N53-1	53N001	不明	浅	②	
138				N53-2	53N002	20以上	浅	②	
139	12		田沼町	N54-1	54N001	不明	浅	③	
140				N54-2	54N002	不明	浅	③	
141	13		宮下町	N57-1	57N001	不明	不明	③	
142				N57-2	57N002	10	浅	③	
143	14		伊勢山	N61-1	61N001	8	浅	③	
144				N61-2	61N002	不明	不明	②	
145	鹿沼市		15	白桑田	N17-1	17N001	15	浅	②
146					N17-2	17N002	不明	浅	②
147		16	南上野町	N27-1	27N001	12	浅	②	
148				N27-3	27N003	不明	浅	②	
149				N47-1	47N001	8~9	浅	③	
150		17	上奈良部町	N47-2	47N002	12~13	浅	②	
151				18	宇都宮・鹿沼	N63-1	63N001	不明	浅
152		N63-2	63N002			10	浅	②	
153		N63-3	63N003			20	浅	②	
154		19	池ノ森(※)			N77-1	77N001	15	浅
155				N77-2	77N002	20	浅	②	
156	小山市	20	雨ヶ谷	N2-1	02N001	6	浅	③	
157				N2-3	02N003	5~6	浅	③	
158		21	向野	N18-1	18N001	30	浅	②	
159				N18-2	18N002	8	浅	③	
160		22	喜沢	N28-3	28N005	5	浅	③	
161				N28-2	28N004	10	浅	②	
162		23	乙女	N29-3	29N003	不明	不明	③	
163				N29-2	29N002	4	浅	②	
164		24	栗宮	N44-1	44N001	5	浅	③	
165				N44-2	44N002	10	浅	③	
166		25	城東・犬塚	N60-1	60N001	10	浅	⑤	
167				N60-2	60N002	不明	不明	③	
168		26	三拝川岸・南半田・羽川上中(※)	N69-3	69N003	3	浅	③	
169				N69-2	69N002	不明	不明	③	
170	小山市	27	田間・塚崎・武井	N70-1	70N001	10	浅	③	
171				N70-2	70N002	5	浅	②	
172	真岡市	28	八木岡	N20-1	20N001	34	深	③	
173				N20-2	20N002	10	浅	③	
174		29	古山	N33-1	33N001	30	浅	②	
175	N33-2			33N002	20	浅	②		

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
176	真岡市	30	真岡・二宮地域(※)	N76-1	56N001	15	浅	③
177				N76-2	56N002	3	浅	②
178				N76-3	76N001	8	浅	②
179				N76-4	72N002	40	深	③
180		31	宇都宮・真岡	N58-1	58N002	不明	不明	③
181				N58-2	19N001	不明	不明	③
182				N58-4	58N004	13	浅	③
183		32	西大島	N68-1	68N001	7	浅	②
184				N68-2	68N002	8	浅	②
185		大田原市	33	亀久	N42-1	42N003	4	浅
186	N42-2				42N002	5	浅	②
187	矢板市	34	石関	N43-1	43N001	4	浅	③
188				N43-2	43N002	5	浅	⑤
189		35	豊田	N64-1	64N001	5	浅	③
190				N64-2	64N002	45	深	①
191				那須烏山市	36	野上	N39-1	39N003
192	N39-2	39N002	8				浅	③
193	37	大木須	N62-1		62N001	4	浅	③
194			N62-2		62N002	3	浅	②
195			下野市		38	小金井(1)	N22-1	22N001
196	N22-2	22N002		6			浅	③
197	39	仁良川(1)		N31-1	31N002	不明	不明	③
198				N31-2	31N004	不明	不明	②
199	40	仁良川(2)		N50-1	50N001	35	深	③
200				N50-2	50N002	13	浅	③
201	41	大松山等		N65-1	65N001	不明	不明	②
202				N65-2	65N002	不明	不明	③
203	42	笹原等		N66-1	66N001	不明	不明	②
204				N66-2	66N002	不明	不明	③
205	43	上台	N71-1	71N001	不明	不明	②	
206			N71-2	71N002	不明	不明	③	
207	上三川町	44	上神主	N4-1	04N002	12	浅	③
208				N4-2	04N001	60	深	②
209		45	坂上	N11-1	11N001	13	浅	②
210				N11-2	11N002	30	浅	②
211		46	西蓼沼	N59-1	59N001	不明	不明	③
212				N59-2	59N002	25	浅	③
213	益子町	47	大沢	N12-1	12N003	4~5	浅	不明
214				N12-2	12N001	浅	浅	⑤
215		48	埜	N34-1	34N004	7	浅	②
216				N34-2	34N005	不明	不明	③
217	茂木町	49	上菅又(※)	N74-1	74N001	6	浅	①
218	芳賀町	50	稲毛田(※)	N6-1	06N003	4	浅	②
219				N6-4	06N006	5	浅	②
220	野木町	51	友沼・丸林	N45-2	45N003	6~7	浅	②
221				N45-3	45N004	6	浅	⑤
222				N45-4	45N005	6	浅	⑤
223		52	野木(※)	N75-1	75N001	浅	浅	③
224				N75-2	75N002	5	浅	②
225	岩舟町	53	曲ヶ島	N67-1	67N001	5	浅	③
226				N67-2	67N002	5	浅	③
227	那珂川町	54	和見	N23-3	23N003	9程度	浅	⑤
228				N23-2	23N002	6	浅	②
229		55	久那瀬	N24-1	24N001	6.4	浅	②
230				N24-2	24N002	12	浅	②
231		56	矢又	N55-1	55N001	5	浅	③
232				N55-2	55N002	6	浅	②、③

- (注) 1 不圧帯水層から採取する井戸を「浅井戸」、被圧帯水層から採取する井戸を「深井戸」とし、不圧帯水層か被圧帯水層か不明の場合は、井戸深度30mを目途に分類した。
- 2 用途の分類は、次のとおりである。
- ① 水道水源井戸：地下水を水源とする水道の取水井戸。
 - ② 一般飲用井戸：一般家庭または工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられている可能性のある井戸。飲用とともに生活用水等にも用いられている井戸はこちらに分類する。
 - ③ 生活用水井戸：一般家庭または工場・事業場等にあつて、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸。
 - ④ 工業用水井戸：冷却等の工業用水として用いられている井戸。工場・事業場の所有する井戸で、生活用水と共用の井戸は、主たる用途に基づいて生活用水井戸または工業用水井戸に分類する。
 - ⑤ その他の井戸：上記のいずれにも分類されない井戸（例：農業用水井戸）や、用途不明の井戸。
- 3 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区。

別表-4 測定方法等一覧(地下水)

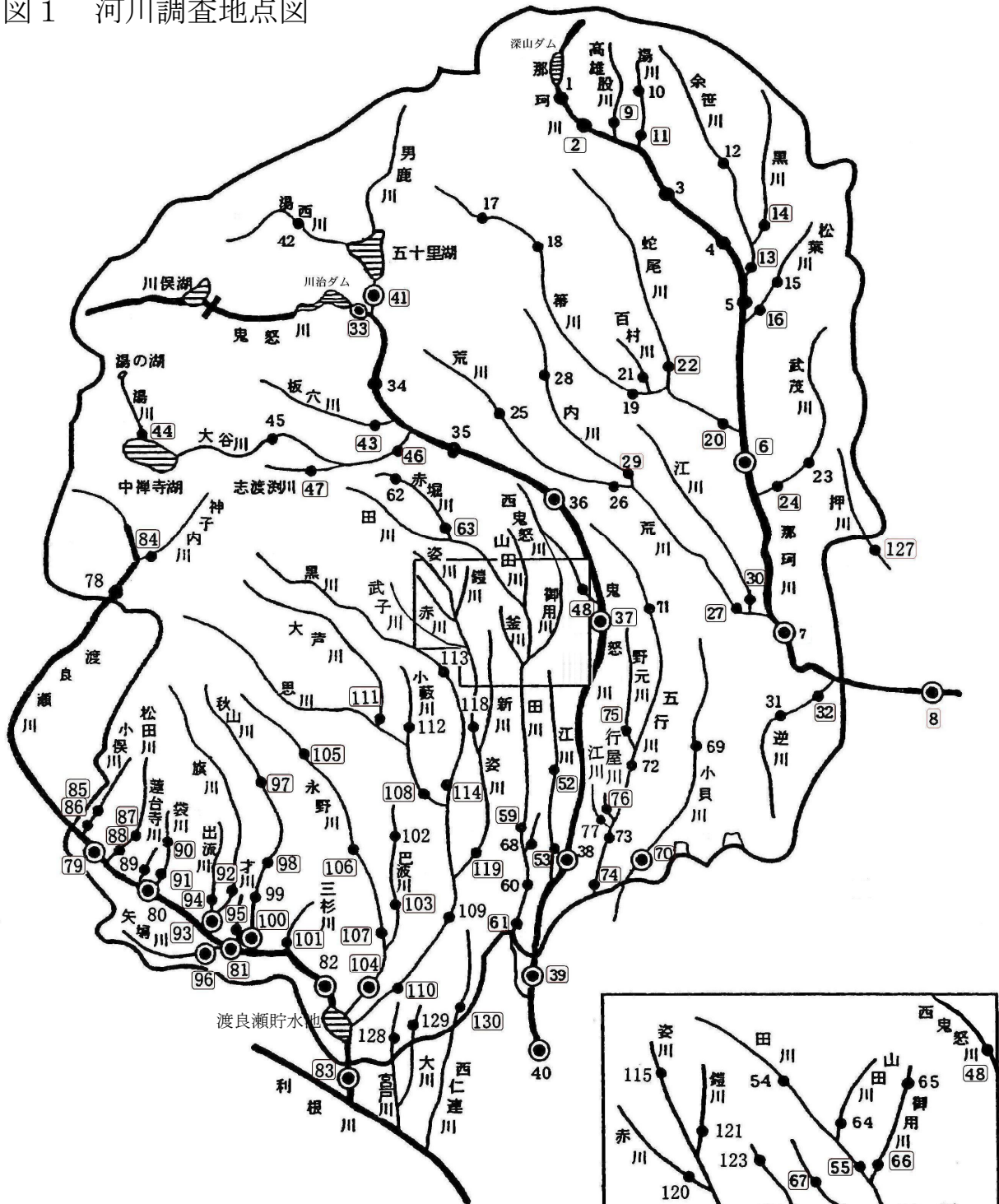
測定項目	環境基準 (指針) 値 (mg/ℓ)	報告 下限値 (mg/ℓ)	測定方法 (水質汚濁に係る環境基準別表1に掲げる方法)
カドミウム	0.003	0.0003	日本工業規格(以下「規格」という)K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102の38.1.2及び38.2又はK0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01	0.001	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05	0.01	規格K0102の65.2に定める方法
ひ素	0.01	0.001	規格K0102の61.2及び61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002	0.0002	地下水環境基準告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03	0.002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01	0.001	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
硝酸性窒素		0.02	規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法
亜硝酸性窒素		0.01	規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8	0.02	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注 ⁶)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	1	0.01	規格K0102の47.1、47.3に定める方法又は47.4に掲げる方法
1, 4-ジオキサン	0.05	0.005	環境基準告示付表7に掲げる方法

(注) 1 報告下限値は「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号)の定めに従う。

2 環境基準告示：昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」

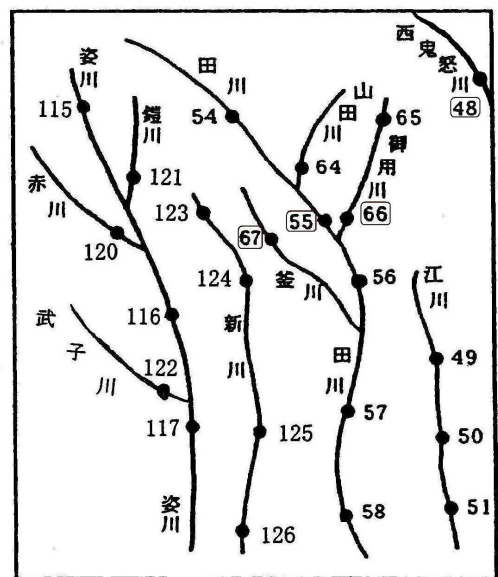
3 地下水環境基準告示：平成9年3月環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

図1 河川調査地点図



凡例

- 栃木県調査地点 (87地点。うち1地点は渡良瀬川上流水域調査分。)
- 国土交通省調査地点 (20地点)
- 環境基準点 (67地点)

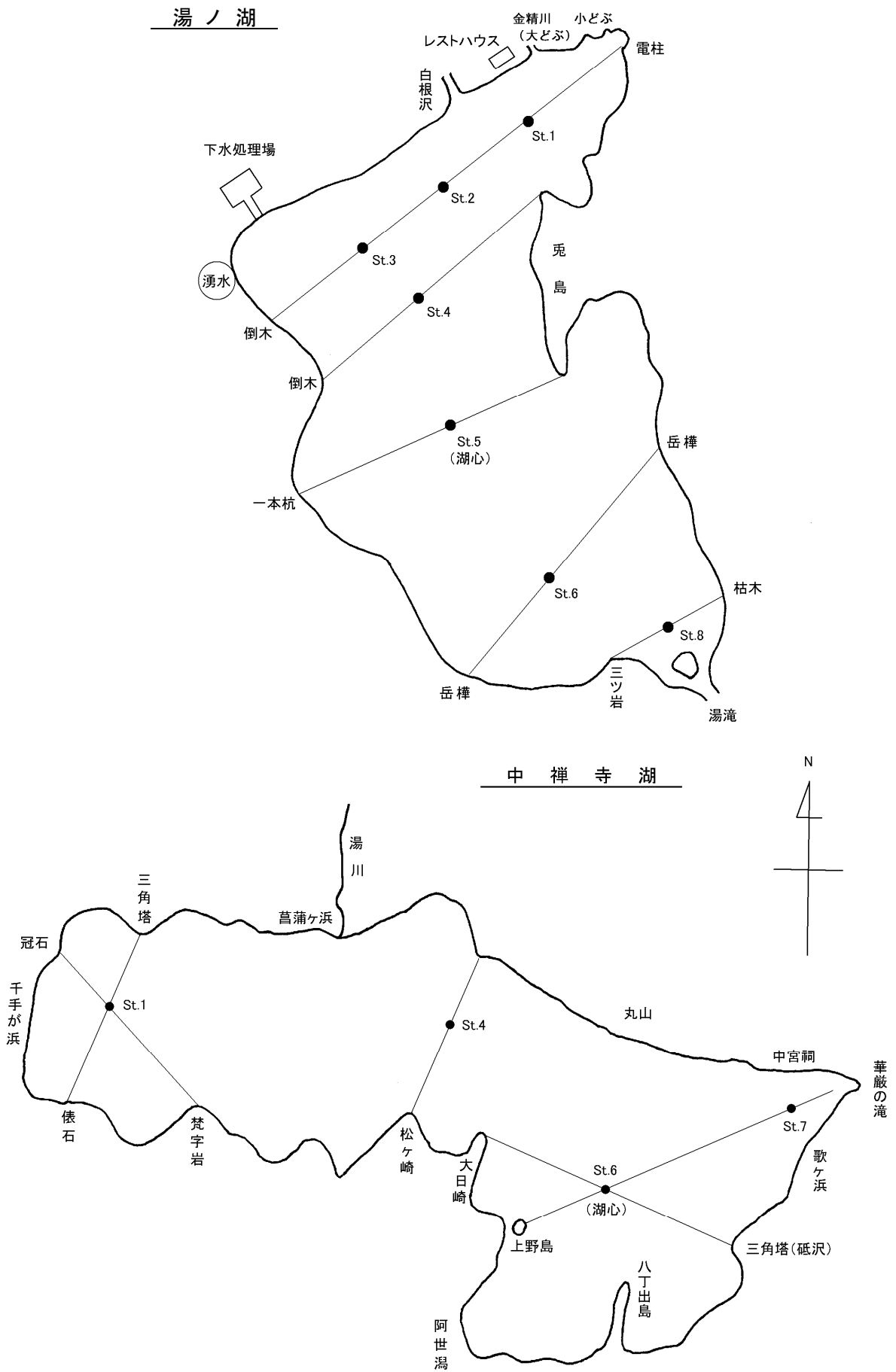


宇都宮市調査地点 (23地点)

※地図上の数字は別表-1の測定地点No.

図 2

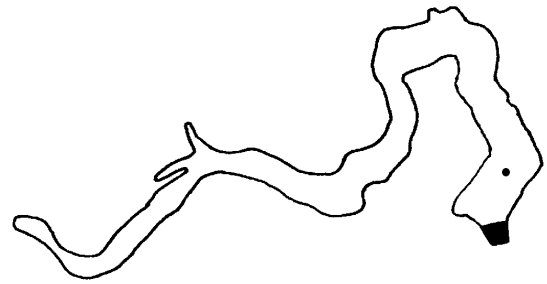
湖沼調査地点図



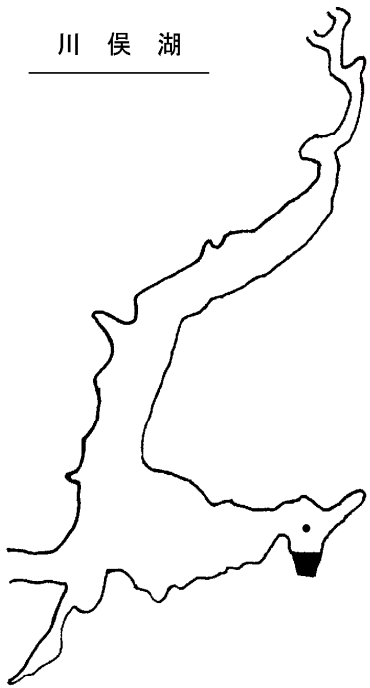
深山ダム貯水池



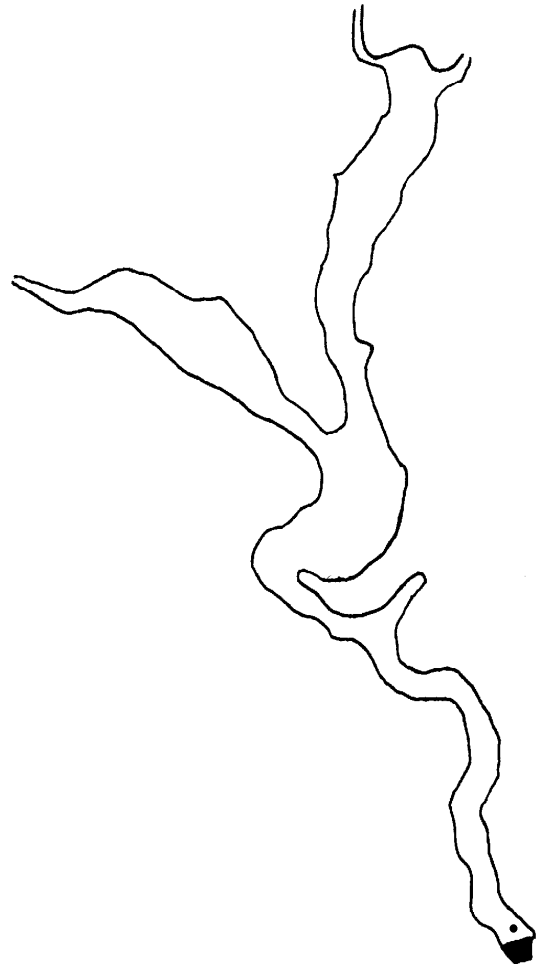
川治ダム貯水池



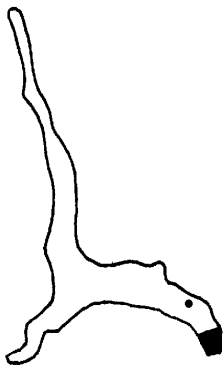
川俣湖



五十里湖

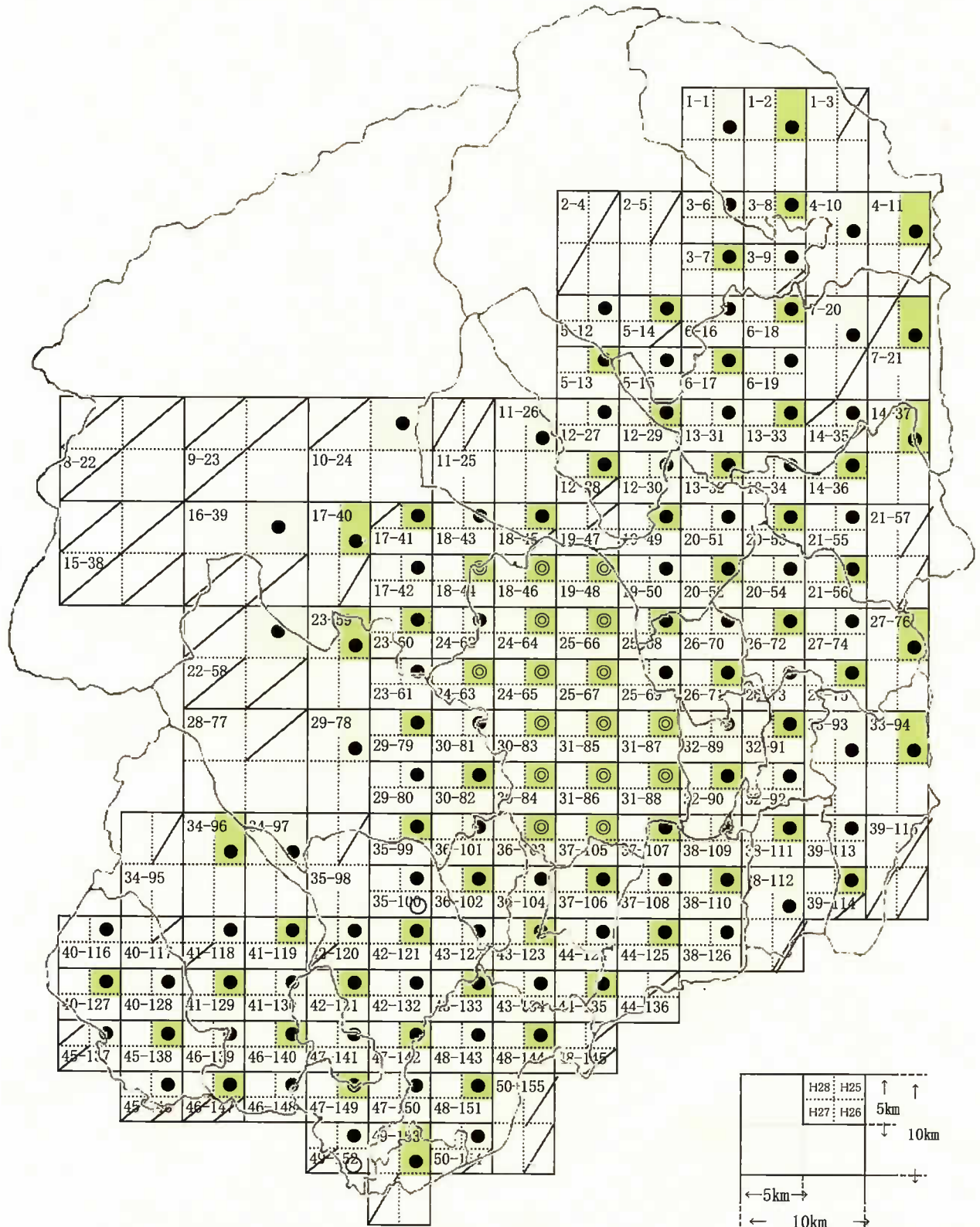


塩原ダム貯水池



▼ : ダムサイト

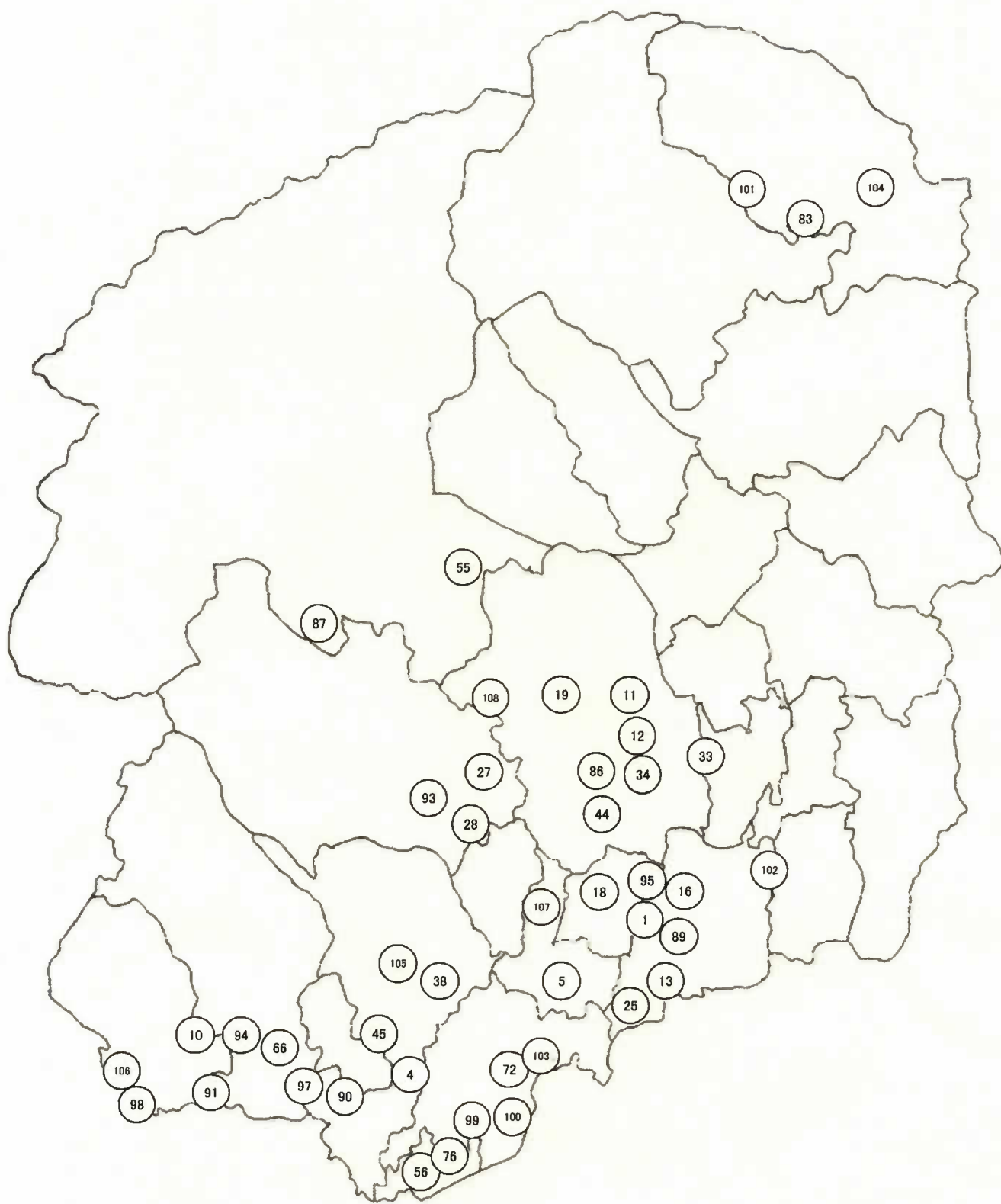
図3-1 地下水調査地点図 (概況調査)



- (注) 1 県内を5kmメッシュに区切り、各メッシュをさらに4等分して4年ローテーションで調査している。
 2 大メッシュは10km、小メッシュは5kmで区切り、主に山間部では大メッシュ、市街地では小メッシュを用いている。
 3 地図上の数字はメッシュNo. (大メッシュNo. - 小メッシュNo.)を示す。
 4 ●は栃木県、◎は宇都宮市の測定地点を示す。
 5 ○は国土交通省の測定地点を示す。
 6 ■はA+B項目を調査するメッシュを示す。 ●はA項目のみ調査するメッシュを示す。

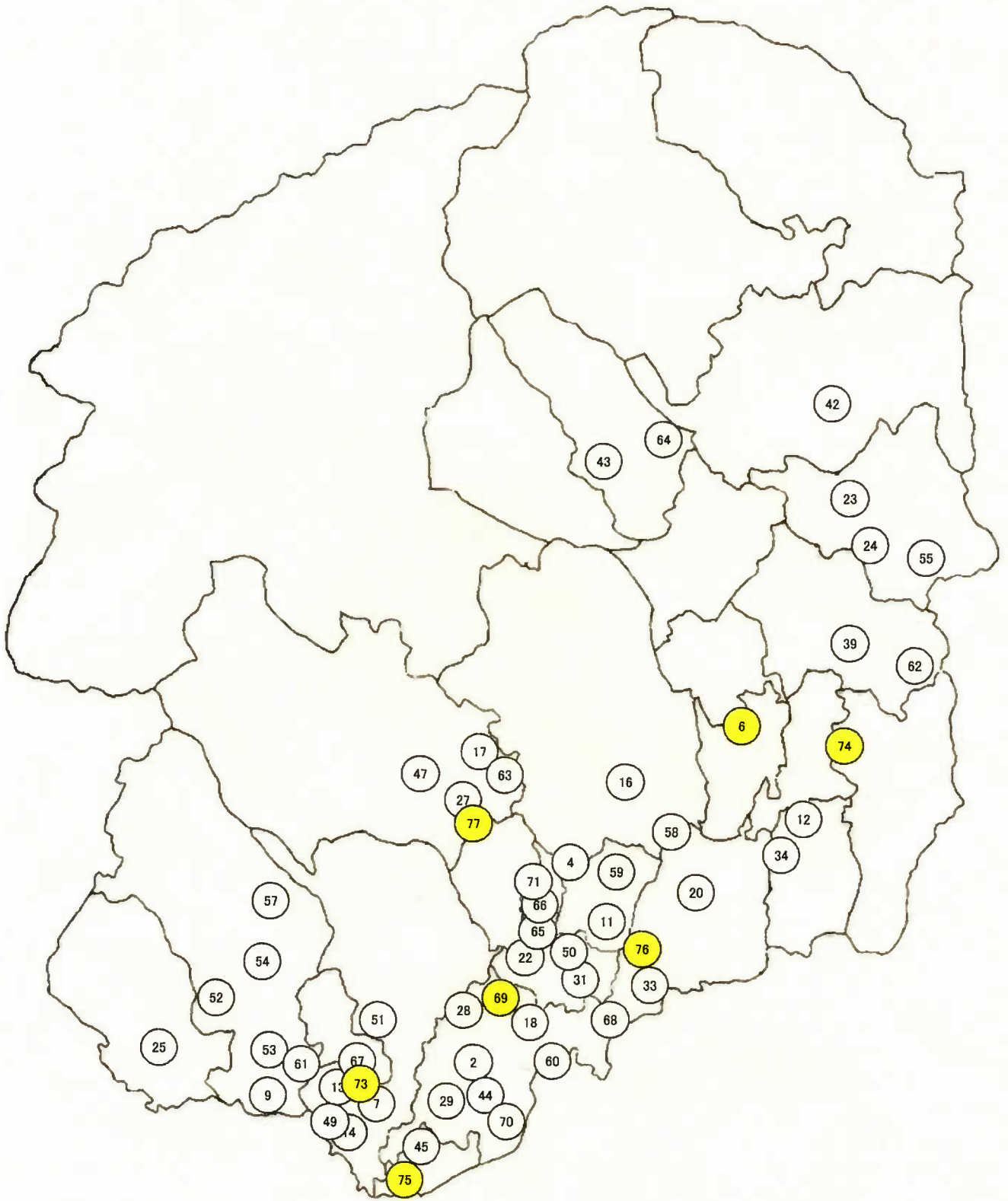
図3-2 地下水調査地点図

(継続監視調査:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)



※地図上の数字は別表-3の2(1)の測定地点No.と同じ

図3-3 地下水調査地点図
 (継続監視調査:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)



※地図上の数字は別表-3の2(2)の測定地点No.と同じ
 (網掛けは、24年度に判明又は拡大した地点)